

中小企業向けD X推進リスクリング事業業務委託

仕 様 書

1 本業務の目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、D Xによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、D Xを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしている。

県内中小企業向けアンケートの結果によると、D Xに取り組むための課題として最も高いものは「D Xを担う人材を育成できない」という結果が出ており、デジタル技術の活用により社会経済が様変わりする中、企業のD Xを推進する人材の不足が課題となっている。企業のD Xを支えるデジタルツールの活用には専門的な知識が必要となるものも多いことから、県内企業がD Xを実現し、企業の経営課題である生産性の向上及び業務の効率化に繋げるためにはデジタルツールの活用にかかるリスクリングが必要である。

このような状況から、県内企業のD Xを推進するため、ノーコード・ローコードやプログラミング言語、生成A Iなどのデジタルツールを活用したアプリケーションの開発を通して、デジタルスキルを習得する研修を実施する。

2 委託業務名

中小企業向けD X推進リスクリング事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和8年3月23日（月）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 本委託業務の内容

(1) 研修の概要

主に県内中小企業・小規模企業の経営者及び従業員等を対象に、各企業内の課題を解決するため、開発に使用するデジタルツールを学ぶeラーニング研修及びアプリケーション開発のハンズオン研修を行うこと。

受講生が学習するデジタルツールは、ノーコード・ローコードやプログラミング言語、生成A Iなど受講後に自社で導入・活用しやすいツールから2種類のツール

を選定すること。

選定したツール2種類について、それぞれ難易度により2コースを設置し、合計4つのコースで実施すること。

研修で開発するアプリケーションは、画一的なテーマでなく、受講者の所属する企業等においてデジタル化により、効率化したい業務をそれぞれ抽出し、各コースで設定したデジタルツールを活用してその解決につながる内容とすること。

(2) 実施内容

研修の実施について、受講者の募集をはじめ、eラーニングとハンズオン研修の運営、フォローアップ等、研修の開催に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては以下の(ア)～(カ)に基づき実施すること。

(ア) 研修受講者の募集及び選定

受講者の定員は各コース20名程度とすることとし、受講者はハンズオン研修の会場について2地域(2会場)から選べるようにすること。参加費は無料とし、研修中に使用するツールの利用料やテキストについても、受講者からの徴収は行わないものとする。

研修受講希望者に対して、必要に応じて受講者の選定を行うこと。選定を行う場合は、具体的な選定手法について県と協議の上、承諾を得ること。なお、受講希望者数が定員を下回る場合は原則希望者全員を受講させることとするが、定員を下回る場合でも、研修の進捗や運営を円滑にするために必要であれば、受講者選定の基準を設けることを可能とする。

(イ) ガイダンスの実施

研修の開始時は、各コースで使用するデジタルツール及びeラーニング研修の受講方法等について受講者へのオンライン(Zoom等)の説明会を行うとともに、eラーニングの推奨研修スケジュールを提示すること。

(ウ) eラーニング研修の実施

各コースで設定したデジタルツールの利用方法や活用事例が習得できる研修を実施すること。研修は1コースあたり、延べ10時間程度とし、うち8割以上は習得するデジタルツールに沿った内容とすること。

(エ) ハンズオン研修の実施

四日市市内、津市内の2会場において1コースあたり3時間以上各3回以上実施すること。

研修は録画し、当日参加できなかった受講者が視聴できるようにすること。

研修の実施に必要な機材の準備(モバイルルーター等)、会場の設営及び撤去等を行うこと。

受講者が研修において使用するパソコン等については原則受講生が用意することとし、受講にあたり最低限必要と思われるスペック(OSは少なくともWindows

及び iOS、Mac OS、Android には対応できるような研修を用意すること）等については提案書に具体的に記載し、募集の際にも周知すること。

(オ) チャットツールによる受講者のサポート

研修期間中は、受講者からの質問を受ける相談窓口をチャットツール (Slack 等) により設置すること。また、受講者が効果的に学習できるよう、受講者コミュニティも形成し、運営及びサポートを行うこと。本コミュニティには県も参加できるものとする。

(カ) オンライン発表会の実施

研修期間の終了時に、受講者が作成したアプリケーションの発表会をオンラインで 2 回 (1 回につき 2 時間程度) 開催すること。発表会は修了者に広く事例を学んでいただくため、各コース別の開催ではなく、4 コース合同での開催とし、修了者が全 2 回の日程より、1 回を選択して参加するものとする。

(3) 県が行う他の事業との連携

別紙「中小企業向け DX 人材育成関連事業における役割分担」に掲載する以下 (ア) (イ) の関連事業において連携を行うこと。特に「機運醸成セミナー」「合同成果報告会」、「チラシ作成・配布」等については、契約締結後に県が協議する場を設けるので参加し、別紙に基づき調整して事業に取り組むこと。

(ア) 「機運醸成セミナー」における事業概要説明の実施

受講者を広く募ることを目的に、受講者の募集期間中に県が開催する「機運醸成セミナー」にオンライン参加し、研修への受講意欲を喚起するため、本事業の趣旨及びカリキュラムについて 20 分程度説明すること。

(イ) 「合同成果報告会」における事業成果報告の実施

令和 8 年 3 月初旬に県が開催する「合同成果報告会」に現地参加し、本事業の実績や成果を 20 分程度説明すること。

(4) 広報の実施

(ア) チラシデータ作成

受講者募集等のため、チラシデータ (A4 カラー片面) を作成すること。

なお、チラシの印刷及び送付は別紙「中小企業向け DX 人材育成関連事業における役割分担」に記載する事業にて実施するため不要とする。

(イ) WEB メディアの活用

受講者募集時に SNS 広告等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

(ウ) その他

研修への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

(5) 効果測定

全ての研修が終了した後に、全研修に対するアンケート調査を実施し、デジタルツールの習熟度を測定すること。

(6) 実施体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。

業務の実施にあたっては、県との打ち合わせや調整を十分に行い、打ち合わせの内容については、議事録を作成し提出すること。

(7) 実施計画書の提出

本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ 1 部、印刷物 1 部を提出すること。

(1) 広報チラシ

(2) 研修実施報告書（研修実施記録、効果測定結果等を含む）

(3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和 8 年 3 月 23 日（月）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、受託者からの請求が行われた後に支払うこととする。

8 その他注意事項

(1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。

(2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。

(3) 本委託業務の実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定するものとする。また、本委託業務の履行上当然必要な事項で仕様書等に定めのないものについては、県と協議のうえで実施すること。

(4) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。

(5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。

(6) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。

(7) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県

電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。

- (8) 報告書をはじめとする本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、本業務に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (9) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (10) 契約締結権者は、受託事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条または第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (11) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - (ウ) 発注者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (12) 受託事業者が(11)のイまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (13) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (14) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担

- ◆ 中小企業向けDX推進人材育成事業……経営者や担当者層に対し、様々なテーマによるオンライン研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX推進リスティング事業……eラーニングやハンズオンによる企業の課題解決に向けたアプリ開発研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX促進モデル事業……DX導入の伴走支援を行い、取組成果の促進モデルを共有する成果発表会を実施

▶ **チラシ作成・配布、セミナー・報告会**は「中小企業向けDX促進モデル事業」受託事業者で実施。
▶ 他の事業者はチラシ原稿データを提供し、報告会に参加して成果発表。

【スケジュール案】

